

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の交付金の修正
について

【令和2年7月分】

令和2年9月9日に公表した令和2年7月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（2）の規定に基づき算出した中国ブロック（5県）の標準的販売価格の算出に誤りがあり、既に交付した交付金単価に過払いがあったことが判明しましたので、下記のとおり標準的販売価格及び交付金単価を修正いたします。

交付金の差額につきましては、11月下旬に予定している精算払の際に確定し、調整の方法については、改めて御連絡いたします。

関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけすることとなり、お詫び申し上げます。

記

1. 標準的販売価格及び交付金単価
肉専用種（中国ブロック）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費（参考）	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
鳥取県	(誤) 1,041,203 円	1,246,340 円	(誤) 180,623.3 円
	(正) 1,053,467 円		(正) 169,585.7 円
島根県	(誤) 1,041,203 円	1,201,904 円	(誤)※2 105,473.175 円
	(正) 1,053,467 円		(正)※2 97,194.975 円
岡山県	(誤) 1,041,203 円	1,191,658 円	(誤)※2 98,557.125 円
	(正) 1,053,467 円		(正)※2 90,278.925 円
広島県	(誤) 1,041,203 円	1,222,159 円	(誤)※2 119,145.3 円
	(正) 1,053,467 円		(正)※2 110,867.1 円
山口県	(誤) 1,041,203 円	1,217,434 円	(誤)※2 115,955.925 円
	(正) 1,053,467 円		(正)※2 107,677.725 円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価（概算払）は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から4,000円を控除した額です。

※2 ※2を付した4県は、積立金が不足しており、山口県については3月分以降、岡山県、広島県については5月分以降、島根県については6月分以降、国費分のみ（4分の3相当額）の支払となっていることから、交付金単価の4分の3相当額を表示しています。

2 発生原因と再発防止策

(1) 発生原因

鳥取県が相対取引枝肉価格データを機構に提供する際に、肉専用種（102頭）について、提供するシートへの枝肉価格の入力に際し、消費税の取扱いに誤りがあり、また、機構においても、定められた手順に則ったデータの確認を行わなかった結果、誤ったデータを用いて標準的販売価格及び交付金単価の算定を行った。

(2) 再発防止策

当機構において、提供されたデータの確認に際し、手順に沿って複数人で確認する項目を細分化したチェックリストを作成し、確認行為が見える化するなどにより、ダブルチェックを徹底するとともに、提供するシートの様式について、今後見直しを検討します。

また、道県に対し、提供するデータ内容に誤りがないよう複数人による確認等を行うよう注意喚起し、周知徹底を図ります。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課

担当：菅原、青木

電話：03-3583-8562